

3月補正予算の概要

○一般会計歳入予算の主な内訳

区分	補正額
市税	3,310万円
県税交付金	▲801万円
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	3,478万円
地方交付税	1億1,500万円
交通安全対策 特別交付金	▲73万円
分担金・負担金	511万円
使用料・手数料	▲549万円
国庫支出金	▲731万円
県支出金	▲5,616万円
財産収入	▲1,219万円
寄付金	440万円
繰入金	▲1億1,614万円
諸収入	4,005万円
市債	8,360万円
計	1億1,000万円

※1万円以下は切り捨てしているため合計が一致しません。

平成23年度3月補正予算が3月議会で可決されました。今回の補正予算は、新たに補助事業の採択を受けた事業を追加計上したほか、各事業の精算見込みにより、不用となる予算を減額し、今後の安定した財政運営に向け、財政調整基金取り崩し額の減額と減債基金への基金積立を行うものです。概要と主な事業は次の通りです。

閩財政課 ☎(22)8111

○歳入歳出補正予算

区分	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	285億8,000万円	1億1,000万円	286億9,000万円
特別会計	134億3,500万円	▲120万円	134億3,380万円
事業会計	109億4,761万円	▲8,009万円	108億6,752万円
予算総計	529億6,261万円	2,870万円	529億9,132万円

○主な事業

今津東小学校 大規模改造事業	農業体質強化基盤整備 促進事業補助金	減債基金積立金
1億4,170万円	675万円	2億8,720万円
屋上防水工事や外壁改造工事をはじめ、機械電気設備の改修など大規模な改造工事を実施。	今津町三谷土地改良区の排水路改修と今津南部土地改良区の用水路改修が補助事業の採択を受けたことによる追加計上。	懸案である市債残高の削減に向けて、計画的に繰上償還が実施できるよう積立を実施。



閩交通対策課 ☎(22)0058

滋賀県立交通事故相談所 大津本所
 大津市松本一丁目2番1号
 (大津合同庁舎3階)
 ☎077(528)3425
 《面接相談・電話相談：月～金》
 ▼相談時間 9時～12時
 13時～16時
 土・日曜日、祝日、年末年始は休みです。
 ★巡回相談や文書による相談も行っています。詳しくはお問い合わせください。

不幸にして交通事故に巻き込まれたらどうすればいいか、皆さんはご存じですか？
 損害賠償などについてお互いの主張が食い違っていたり、無理な要求を突きつけられたり・・・そんなことでお困りの方のために、滋賀県では無料の交通事故相談を行っています。専門の相談員が親切に相談に応じます。お気軽にご相談ください。

**交通事故で困ったときは
交通事故相談所へ**

自転車のルールとマナー



最近、全国各地で自転車の交通事故が大きく報道されています。県内でも自転車を運転していた大学生(当時)が信号を無視して、交差点へ進入し、横断していた女性をはねて死亡させるという痛ましい事故が発生しています。自転車は誰もが気軽に乗ることができ、一方で、交通事故の被害者にも被害者にもなりやすい乗り物です。誰もが快適に道路を通行できるように、自転車を利用する皆さんは、基本的なルールをしっかりと守りましょう。

1 自転車の走行は車道が原則！ 道路の左側を走行しましょう

法律で自転車は車両に分類され、原則、道路の左側に沿って走らなければなりません。

例外はこのときだけは！

- 歩道を走行できる場合 (走行する場合も歩行者優先で安全運転してください)
 - ・「普通自転車の歩道通行可」の標識や道路標示があるとき
 - ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体障がい者の方が運転するとき
 - ・道路工事や駐車車両などのために車道の左側通行ができないとき

2 自転車のルールと罰則

- 自転車は軽車両であることから、飲酒運転の禁止や安全運転の義務があります。
- 酒気帯び運転の禁止 (5年以下の懲役または100万円以下の罰金)
 - ブレーキ不良の自転車の運転禁止 最近、ニュースなどでとりあげられるピスト車(ブレーキのついていない自転車)や前後輪にしっかりと整備されたブレーキがついていないものは、公道で走ることができません。(5万円以下の罰金)
 - 安全運転の義務 道路等の状況に応じて、他人に危害を加えないような速度と方法で運転しなければなりません。(3か月以下の懲役または5万円以下の罰金)
 - 夜間のライト点灯義務 早朝や夕方、夜間は、ライトの点灯のほか、反射材や目立つ色の服装を身につけることで、ドライバーから見落とされないようにしましょう。(5万円以下の罰金)
 - その他
 - ・二人乗り(2万円以下の罰金または科料)
 - ・傘さし運転(5万円以下の罰金)
 - ・イヤホンやヘッドホンで音楽を聴きながらの運転、携帯電話を使用しながらの運転(5万円以下の罰金)など

3 自転車事故の損害賠償

自転車事故であっても、加害者となった場合は、自動車と同様に、被害者に対して責任を負わなければなりません。最近では、賠償限度額1億円の自転車賠償保険も販売されていることから、万が一に備え、加入しておくとう安心です。

事例

- ・女子高校生が、夜間に携帯電話を使用しながら無灯火で自転車を運転し、歩行者に追突した事故では、被害者は手足のしびれが残り歩行困難となり、加害者に約5,000万円の損害賠償が命じられています。
- ・中学生が、夜間に無灯火の自転車で走行中に歩行者と衝突した事故では、被害者に後遺障がいが残る、加害者に3,000万円以上の損害賠償が命じられています。

支払能力のない学生でも、多額の損害賠償を命じられる事例が増加!

エコで身近な移動手段として、また健康増進を図るうえでも、自転車の利用が注目されています。楽しく自転車に乗るためにも、しっかりとルールとマナーを守るようにしましょう。
 閩“セーフティーたかしま”交通安全推進協議会(事務局 交通対策課) ☎(22)0058